

# 新潟産業大学学則

制定 昭和 61 年 7 月 15 日

## 第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 新潟産業大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、学術の教育研究を行うとともに、高度な専門知識と応用能力の涵養に努め、併せて、広い視野で思考できる豊かな教養と高い道徳を身につけた、地域社会に有為な人材を育成する。

(自己点検、評価)

第 2 条 本学は、教育研究の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究、管理運営等について自己点検・評価を行う。

2 自己点検・評価については、別に定める新潟産業大学自己点検・評価に関する規程による。

(名称)

第 3 条 本学は、新潟産業大学と称する。

(所在地)

第 4 条 本学は、新潟県柏崎市大字軽井川 4 7 3 0 番地に置く。

## 第 2 章 学部、学科、大学院、収容定員及び修業年限

(学部、学科及び大学院)

第 5 条 本学に次の学部及び学科を置く。

経済学部 経済経営学科

文化経済学科

2 経済学部の目的は次のとおりとする。

経済学、経営学、文化経済学の専門分野とリベラルアーツを柱として、地域社会の課題に取り組む実践的な教育研究を行い、地域社会に有為な人材を育成する。

3 学科の目的は、次のとおりとする。

1. 経済経営学科

経済学と経営学の教育を通して社会人としての経済理解と社会理解を涵養し、地域経済や企業のおかれている状況を判断する能力と、経営を遂行するための実務能力、課題解決のための立案能力をもった人材を育成する。

## 2. 文化経済学科

文化経済学の観点から日本や諸外国のさまざまな文化を文化的財として捉え、新たな文化産業の可能性、さらには地域経済や地域社会の再生、発展について、企業・非営利組織・行政等の関連を視野に、理論的かつ実践的に追及しうる能力をもった人材を育成する。

第5条の2 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する事項は、新潟産業大学大学院学則で定める。

(収容定員)

第6条 本学の収容定員は次のとおりである。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
経済学部	経済経営学科	80名	320名
	文化経済学科	60名	240名

(修業年限及び在学年数)

第7条 本学の修業年限は4年とする。

2 学生は、8年を超えて在学することはできない。

## 第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。ただし、秋学期入学生については、10月1日に始まり、翌年9月30日に終る。

(学期)

第9条 学年を2学期に分けて、次のとおりとする。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は次のとおりとする。

1. 土曜日、日曜日

2. 国民の祝日に関する法律に規定する休日

3. 本学の創立記念日 (6月2日)

4. 夏季休業日 7月25日から9月15日まで

5. 冬季休業日 12月25日から1月7日まで

6. 春季休業日 3月20日から4月4日まで

2 学長は、必要ある場合には、前項の休業日を臨時に変更し、又は同項に定めるもののほか、臨時に休業日を定めることができる。

## 第4章 教育課程及び履修方法

(授業科目及び単位数)

第11条 本学において開設する授業科目及び単位数は、別表(一)に定めるところによる。

(単位の計算方法)

第12条 授業科目の単位は次の基準による。

1. 講義及び演習については、毎週1時間15週の講義をもって1単位とする。
2. 実習及び実技の授業については、毎週2時間15週をもって1単位とする。

(履修方法)

第13条 本学を卒業するために必要な最低単位及び履修方法は、別表(二)に定めるところによる。

(教職課程)

第14条 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)の規定により、卒業後中学校又は高等学校の教員の免許状を得ようとするものために教職課程を置く。

2 本学において、教職課程の履修により取得できる免許状の種類は次のとおりとする。

学部	学科	免許状の種類	教科
経済学部	経済経営学科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	公民
	文化経済学科	高等学校教諭一種免許状	地理歴史

3 教職課程に関し必要な事項は別に定める。

(学芸員課程)

第15条 博物館法(昭和26年法律第285号)及び博物館法施行規則(昭和30年文部省令第24号)の規定により、学芸員の資格を得ようとするものために学芸員課程を置く。

2 学芸員課程に関し必要な事項は別に定める。

(規程への委任)

第16条 前5条に規定するもののほか、教育課程及び履修方法等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

## 第5章 単位修得、卒業及び学位

(単位の授与)

第17条 履修科目の成績が合格と評価された者には、その科目の所定の単位を与える。

- 2 成績評価の方法は筆記試験、論文、その他の方法によるものとする。
- 3 前各項に規定するもののほか、本学が教育上有益と認めた学修による単位修得の認定に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(成績の評価)

第 18 条 成績評価の評語及び評価点は、S (90 点～100 点)、A (80 点～89 点)、B (70 点～79 点)、C (60 点～69 点)、D (59 点以下) とし、S・A・B・C を合格とし、D を不合格とする。

- 2 前条第 3 項の規定により、単位を認定された場合の成績の評語は T とする。

(卒業)

第 19 条 大学に 4 年以上在学し、第 13 条の規定による所定の単位数を修得した者については、学部教授会の議を経て学長が卒業を認定する。ただし、別に定める特別な場合、学長は卒業を延期することができる。

(学位の授与)

第 20 条 前条により卒業を認定した者に、学長は学士の学位を授与する。

- 2 学位及び学位の授与等に関する必要な事項は、別に定める新潟産業大学学位規程による。

## 第 6 章 入学、休学、復学、退学及び除籍

(入学の時期)

第 21 条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特に必要と認めた場合、学期の区分に従い入学することができる。

(入学資格)

第 22 条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者でなければならない。

1. 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
2. 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者 (通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
3. 外国において学校教育における 12 年の課程を終了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
4. 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
5. 文部科学大臣の定めるところにより、第 2 号と同等以上の学力があると認められた者
6. 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で 18 歳に達した者

(入学志願の手続)

第 23 条 入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて、所定の期間内に学長に願出しなければならない。

(入学者の選考)

第 24 条 入学を志願する者には、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第 25 条 前条の選考の結果にもとづき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、所定の書類に添えて、入学金、授業料その他の学納金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に対し、入学を許可する。

(在学保証書)

第 26 条 入学を許可された者は、保証人連署の在学保証書を提出しなければならない。保証人は父母又は成人の親族とする。

(保証人の変更)

第 27 条 保証人を変更するとき又は保証人が住所を変えたときは、直ちにその届出をしなければならない。

(休学)

第 28 条 疾病その他の事由により、引続き 3 カ月以上修学することができない者は、保証人連署の休学願を学長に提出し、学長の許可を得て、休学することができる。

2 疾病のため特に必要と認められた者については、学長は、休学を命ずることができる。

3 学納金を所定の納期までに納付しない者に対し、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 29 条 休学は、引続き 1 年を超えることができない。ただし、特別の理由がある者については、学長の許可を得て、更に 1 年を限度として引続き休学することができる。

2 休学期間は、通算して 4 年を超えることができない。

3 休学期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

第 30 条 休学者が復学しようとするときは、復学願を提出して、学長の許可を得なければならない。

2 復学は、学期の始めからとする。

(退学)

第 31 条 退学しようとする者は、その事由を明らかにし、保証人連署のうえ退学願を提出して、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第 32 条 次の各号のいずれかに該当する者は、学部教授会の議を経て学長が除籍する。

1. 休学期間が満了し復学の見込のない者
2. 授業料その他の学納金の納付を怠り、催促を受けてもなお納付しない者
3. 第 6 条第 2 項に定める在学年数を超えた者
4. 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

(規程への委任)

第 33 条 前 5 条に規定するもののほか、休学、復学、退学及び除籍に関し必要な事項は、学長が別に定める。

## 第 7 章 再入学、転入学、編入学、転学、転学科及び留学

(再入学)

第 34 条 正当な事由で退学した者が再入学を願い出たときは、選考のうえ学長が許可することができる。この場合には、既に履修した授業科目の全部又は一部について、学長が再履修を命ずることができる。

- 2 除籍された者が再入学を願い出たときは、前項に準ずるものとする。
- 3 再入学を許可された者は、所定の入学金を納付しなければならない。
- 4 再入学の許可は、退学又は除籍後 2 年以内のものに限って行なわれる。

(転入学)

第 35 条 他大学から本学に転入学を志願する者がいるときは、定員に余裕がある場合に限り、選考のうえ学長が許可することができる。

- 2 転入学を許可された者の既修得単位等の認定は、学部教授会の議を経て学長が行なう。

(編入学)

第 36 条 本学に編入学を志願する者がいるときは、定員に余裕がある場合に限り、学長は選考のうえ、学部教授会を経て相当年次への入学を許可することができる。

- 2 本学に編入学を志願する者の既修得単位等の認定については、学長が別に定める。

(転学)

第 37 条 本学から他の大学に転学を志望する者は、学長の許可を得なければならない。

(転学科)

第 38 条 本学経済学部経済経営学科、文化経済学科において、1 年次又は 2 年次修了者で、他学科の 2 年次又は 3 年次へ転学科を志願する者があるときは、定員に余裕がある場合に限り、選考のうえ学長が許可する。

2 転学科の選考等については、学長が別に定める。

(留学)

第 39 条 外国の大学に留学しようとする学生は、学長の許可を得なければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第 7 条第 1 項に定める修業年限に算入する。

(規程への委任)

第 40 条 前 6 条に規定するもののほか、再入学、転入学、編入学、転学、転学科及び留学に関し必要な事項は、学長が別に定める。

## 第 8 章 学納金及び入学検定料

(学納金及び入学検定料)

第 41 条 学納金の種類、金額及び入学検定料は、別表 (三) に定めるところによる。

(学納金の納期)

第 42 条 入学金以外の学納金は、年額を分割して、次の納期に所定額を納付しなければならない。ただし、入学時の学納金は、入学手続に定める指定期日とする。

春季納期 4 月 1 日より 4 月 20 日まで

秋季納期 10 月 1 日より 10 月 20 日まで

2 前項の定めは、年額を一括して入学学期の納期に納付することをさまたげない。

3 入学金は、入学手続に定める指定期日に全額を納付しなければならない。

(休学中の学納金)

第 43 条 休学者については、休学期間中に納期の到来する授業料、施設設備資金及び教育充実費を免除する。

2 前項により免除される授業料、施設設備資金及び教育充実費を既に納付した休学者に対しては、その授業料、施設設備資金及び教育充実費を還付する。

3 第 28 条第 1 項により休学する者は、休学が許可になった日から 1 週間以内に、つぎの休学在籍料を納付しなければならない。ただし、特別な事情がある場合、休学在籍料を半額減免することができる。この半額減免の許可は、学部教授会の議を経て学長が行う。

休学在籍料 (休学期間が 1 学期につき)	20,000 円
-----------------------	----------

(学納金の不還付)

第 44 条 既納の入学検定料、入学金、授業料その他の学納金は、前条第 2 項の場合及び学納金納入後に「新潟産業大学学費軽減規程」による軽減が決定した場合を除き、いかなる事情があっても還付しない。ただし、入学手続に定める指定期日までに、返還の申請手続を行なった場合は、授業料その他の学納金を還付する。

## 第 9 章 教職員組織、教授会及び大学運営会議

(教職員)

第 45 条 本学に学長並びに専任の教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、教務職員及び技能労務職員、その他の職員を置く。

2 前項のほか、本学に副学長及び学長補佐を置くことができる。

3 本学の学部に学部長を、附属図書館に図書館長を、附属研究所に研究所長を、生涯学習センターにセンター長を、国際センターにセンター長を置き、事務局に事務局長を置く。

(客員教員及び客員研究員)

第 46 条 本学に客員教員及び客員研究員を置くことができる。

2 客員教員及び客員研究員に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第 47 条 本学に経済学部教授会（以下「教授会」という。）を置く。

2 教授会は、学長が教育研究に関する重要な事項について決定するにあたり、意見を述べることとする。

3 教授会は、学長及び経済学部長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長及び経済学部長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第 48 条 削除

第 49 条 削除

(教授会規程)

第 50 条 教授会に関する規程は、学長が別に定める。

第 51 条 削除

第 52 条 削除

第 53 条 削除

(学長・副学長等会議)

第 54 条 本学に、大学運営に関する重要事項を協議するために、学長・副学長等会議を置く。

2 学長・副学長等会議は、学長、副学長、学長補佐、大学事務局長を委員として構成し、学長がこれを招集して、その議長となる。

(学長・副学長等会議規程)

第 55 条 学長・副学長等会議に関する規程は、学長が別に定める。

## 第 10 章 図書館その他附属施設

(附属図書館)

第 56 条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(附属柏崎研究所)

第 57 条 本学に附属柏崎研究所を置く。

2 附属柏崎研究所に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(附属モンゴル文化研究所)

第 57 条の 2 本学に附属モンゴル文化研究所を置く。

2 附属モンゴル文化研究所に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(地域連携センター)

第 58 条 本学に新潟産業大学地域連携センターを置く。

2 新潟産業大学地域連携センターに関し必要な事項は、学長が別に定める。

(国際センター)

第 59 条 本学に新潟産業大学国際センターを置く。

2 新潟産業大学国際センターに関し必要な事項は、学長が別に定める。

## 第 11 章 公開講座及び聴講講座

(公開講座及び聴講講座)

第 60 条 学長は、学部教授会の議を経て公開講座を開設することができる。

2 学長は、学部教授会の議を経て聴講講座を開設することができる。

3 公開講座及び聴講講座においては、受講者に単位を与えない。

## 第 12 章 学生宿舎その他厚生施設

(学生宿舎)

第 61 条 本学に学生宿舎を置くことができる。

2 学生宿舎に関し必要な事項は、学長が別に定める。

## 第 13 章 賞 罰

(表彰)

第 62 条 学生として表彰に価する行為があったときは、学部教授会又は全学教授会の議を経て、学長がこの者を表彰することができる。

(懲戒)

第 63 条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、学部教授会の議を経て、学長がこの者を懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対し行われる。

1. 性行不良で改善の見込がないと認められる者

2. 正当な事由がなくて出席常でない者

3. 学力劣等で成業の見込がないと認められる者

4. 本学の秩序を乱しその他学生としての本分に著しく反した者

## 第 14 章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、外国人留学生 及び長期履修学生

(科目等履修生)

第 64 条 本学の学生以外の者が、特定の授業科目について履修することを志望するときは、本学の教育研究に支障のない限り、選考のうえ、学長は科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(特別聴講学生)

第 65 条 本学の学生以外の者が、単位互換協定等に基づき、特定の授業科目について履修することを志望するときは、本学の教育研究に支障のない限り、学長は特別聴講学生として受け入れることができる。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(研究生)

第 66 条 本学において、特定の専門事項につき研究することを志望する者があるときは、本学の教育研究に支障がない限りにおいて、選考のうえ、学

長は研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(外国人留学生)

第 67 条 日本の大学で教育を受けることを目的として入国し、本学に入学を志願する者があるときは、試験その他の選考のうえ、学長は外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(長期履修学生)

第 68 条 本学が行う入学試験に合格した者で、職業を有している等の事情により、修業年限及び在学年数を超えて一定期間計画的に本学の教育課程の履修を希望する者があるときは、本学の教育研究に支障がない限りにおいて、審査の上、学長は長期履修学生として入学を許可することができる。

- 2 長期履修学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

## 第 15 章 学 則 の 改 正

(学則改正)

第 69 条 本学則の改正は、全学教授会の議を経て、学長が行なう。

附 則

- 1 この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条に定める学生の定員総数は、同条の規定にかかわらず、昭和 63 年度から昭和 65 年度までは、次のとおりとする。

年 度	6 3 年 度	6 4 年 度	6 5 年 度
定員総数	2 0 0 名	4 0 0 名	6 0 0 名

附 則

この学則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条に定める入学定員は、同条の規定にかかわらず、平成 3 年度から

平成 11 年度までは、次のとおりとする。

学 科	入学定員
経済学科	300名

附 則

この学則は、平成 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 16 条は、平成 4 年 3 月 18 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条に定める人文学部環日本海文化学科の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成 6 年度から平成 8 年度までは、次のとおりとする。

年 度	平成 6 年度	平成 7 年度	平成 8 年度
収容定員	150名	300名	450名

附 則

この学則は、平成 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 11 年 11 月 24 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条に定める経済学部経済学科の入学定員は、同条の規定にかかわらず平成 12 年度から平成 15 年度までは、次のとおりとする。

年 度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
入学定員	290 名	280 名	270 名	260 名

- 3 第 5 条に定める経済学部経済学科の収容定員は、同条の規定にかかわらず平成 12 年度から平成 18 年度までは、次のとおりとする。

年 度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
収容定員	1,190 名	1,170 名	1,140 名	1,100 名
年 度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	
収容定員	1,060 名	1,030 名	1,010 名	

附 則

この学則は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 13 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 14 年 12 月 18 日から施行する。ただし、第 18 条及び第 31 条第 4 項の規定は平成 14 年 9 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第5条に定める経済学部経済学科の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成16年度から平成18年度までは、次のとおりとする。

年 度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
収容定員	990名	890名	800名

- 3 第5条に定める経済学部産業学科の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成16年度から平成18年度までは、次のとおりとする。

年 度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
収容定員	100名	200名	300名

- 4 第5条に定める人文学部地域文化学科の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成16年度から平成18年度までは、次のとおりとする。

年 度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
収容定員	570名	540名	510名

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 経済学部経済学科及び人文学部地域文化学科の学生は、この学則の施行後においても、なお従前の例による。
- 3 第5条に定める経済学部経済経営学科の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成18年度から平成20年度までは、次のとおりとする。

年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
収容定員	700名	520名	420名

- 4 第5条に定める経済学部国際コミュニケーションビジネス学科の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成18年度から平成20年度までは、次のとおりとする。

年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
収容定員	70名	140名	210名

- 5 第5条に定める産業システム学部産業学科の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成18年度は、次のとおりとする。

年 度	平成18年度
収容定員	300名

附 則

この学則は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 第5条に定める経済学部経済経営学科の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成19年度から平成21年度までは、次のとおりとする。

年 度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
収容定員	530名	440名	350名

- 3 第5条に定める産業システム学部産業学科の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成19年度から平成21年度までは、次のとおりとする。

年 度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
収容定員	360名	320名	280名

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 経済学部国際コミュニケーションビジネス学科及び産業システム学部産業学科の学生は、この学則の施行後においても、なお従前の例による。
- 3 第6条に定める経済学部文化経済学科の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成21年度から平成23年度までは、次のとおりとする。

年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
収容定員	70名	140名	210名

- 4 第18条に定める規定にかかわらず、平成20年4月1日以前の入学者の成績評価については、従前の4段階評価（A・B・C・D）とする。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

- 2 第6条に定める経済学部経済経営学科の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成27年度から平成29年度までは、次のとおりとする。

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
収容定員	350名	340名	330名

- 3 第6条に定める経済学部文化経済学科の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成27年度から平成29年度までは、次のとおりとする。

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
収容定員	270名	260名	250名

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年11月1日から施行する。